

クラモニ 販売およびサービス利用約款

株式会社ベストプロジェクト（以下「甲」という）は、以下のすべての内容に同意のうえ甲に本商品（第2条1項にて定義する）の購入またはレンタル利用を申し込んだ申込者（契約成立後は文脈に応じて「利用者」の意味を加え、以下、総称して「乙」という）に対して、クラモニ販売およびサービス利用約款（以下「本約款」という）に基づき本商品を販売または貸し出し、本サービス（第2条2項にて定義する）を提供するものとする（以下「本契約」という）。

<第1章 総則>

第1条（約款の適用）

本約款は、乙が本商品を自己使用目的（第4条記載の甲の書面による事前の承諾を得た場合を除く）で購入またはレンタル利用する際のすべての取引に適用されるものとする。

第2条（定義）

1. 甲が乙に対して販売または貸し出す商品は、甲指定の商品「クラモニSTB」「クラモニAIカメラ」「クラモニスイッチ」「えんかくさん」（以下、総称して「本商品」という）とする。
2. クラモニサービス（以下「本サービス」という）とは、甲が提供するクラモニベーシックおよびクラモニインタラクティブ、クラモニテレショッパー「えんかくさん」を、通信回線を経由して接続することにより、店舗アプリ利用者（店舗向けアプリケーションを利用する者）およびテレショッパー（スタジオ向けアプリケーションを利用する者）間の映像および音声による通信コミュニケーションを可能にするサービスおよびその付帯サービスをいう。

第3条（甲による第三者委託）

甲は、本契約に基づく本商品の納入に関する業務および本商品の代金を集金する業務、その他本商品に関する業務を、甲の指定する第三者に対して委託することができるものとし、甲は、委託内容に応じ、当該第三者に本契約における甲の義務と同等の義務を負わせるものとする。

第4条（報告義務）

1. 乙が、商号、代表者、住所または連絡先等を変更する場合、甲に対し速やかに書面により通知を行なうものとする。
2. 乙が前項に基づく通知を怠ったことにより乙に生じた損害について、甲は一切の責任を負わないものとする。

第5条（通知）

1. 甲から乙への通知は、書面の送付、電子メールの送信、ファクシミリの送信、Webサイトへの掲載またはその他甲が適切と判断する方法により行なうものとする。
2. 前項の通知が書面の送付による場合、当該書面が送付された日の翌々日（ただし、その間に法定休日がある場合は法定休日を加算した日）に乙に到達したものとみなすものとし、電子メールの送信による場合は、当該電子メールが送信された時点で乙に到達したものとみなすものとする。また、前項の通知がWebサイトへの掲載による場合、Webサイトに掲載された時点で乙に到達したものとみなすものとする。
3. 甲が第1項の方法により遅滞なく適切に通知したにも拘わらず、乙が当該通知を確認しなかったことにより不利益を被った場合、甲は一切の責任を負わないものとする。

第6条（本約款の変更）

1. 甲は、乙に対する事前の通知または承諾を得ることなく、本約款の内容を変更することができる。
2. 甲は、前項に基づき本約款の内容を変更した場合、変更後の本約款の内容については、第5条1項に基づき、甲が選択した方法により乙に通知するものとする。
3. 本約款の内容が変更された場合、当該通知の日をもって変更後の本約款の内容が適用されるものとする。

<第2章 契約の成立>

第7条（申込と審査）

1. 乙は、購入またはレンタル利用の種別を問わず、甲の指定する申込書（以下「本件申込書」という）に必要事項を適切に記入し、甲または本件申込書に記載される甲の代理人（代理人記載は該当する取引の場合のみ）に対して申し込みを行なう。乙は、甲所定の審査により利用を認められた場合に限り、本商品を購入またはレンタル利用することができるものとする。
2. 甲は、申込の審査において、本件申込書への記載内容に不備がある場合またはその他の合理的理由がある場合には当該申込を承諾しないことがあり、この場合、本契約は成立しない。なお、当該本契約不成立の場合であっても甲は乙に対し結果の通知を行なうのみとし、契約不成立となった理由の説明は行なわないものとする。
3. 乙の申込に対し、甲が乙に注文請書の交付または本件申込を承諾した旨の通知を発した日（電子メール等での通知を含む）をもって、本契約は成立するものとする。

第8条（利用期間）

乙が購入した本サービスの最低利用期間は「確定した利用開始日」から1年間とする（ただし、第21条にあるトライアルによるレンタル利用契約の場合は除く）。また、契約期間満了日の1ヶ月前までに乙から書面による別段の意思表示がない場合は、利用期間は1年間自動的に継続延長されるものとする。

第9条（中途解約）

乙が、乙の都合により、最低利用期間満了前に本サービスの全部または一部を中途解約する場合、速やかに甲に書面または電子メールにて通知するものとする。中途解約にかかる料金の精算については、別途甲が定める規定に従うものとする。

<第3章 納品>

第10条（納品）

1. 乙は、購入した本商品について、原則として、甲による利用代金の入金確認後の商品発送・利用開始となることを承諾する（ただし、乙が既に甲と取引実績のある企業である場合を除く）。
2. 甲は、本契約に基づき、乙が指定する場所に本商品を納入する。
3. 乙は、甲に一度通知した後に納品場所を変更する場合、納品予定日の3日前までに連絡をするものとする。乙の変更連絡遅延による再対応で費用が発生した場合も含め、配送にかかる費用はすべて乙の負担とする。

第11条（納品のキャンセル）

1. 乙は、本商品の購入を申し込み、本契約成立後、本商品の納品予定日までの間に自己の都合により甲にキャンセルの意思を通知し、甲が当該通知を受領した時点で甲に本契約遂行のための費用が発生していた場合、甲に当該費用を支払ったうえでキャンセルすることができるものとする。
2. 乙は、第6章記載のレンタル利用を申し込み、本契約成立後、本商品の納品予定日までの間に自己の都合によ

りキャンセルをする場合、以下の代金を甲に支払うものとする。

- ・納品予定日の5営業日前までに甲がキャンセル通知を受領 無料
 - ・納品予定日の前日までに甲がキャンセル通知を受領 1ヶ月分のレンタル代金の50%
 - ・納品予定日当日に甲がキャンセル通知を受領 1ヶ月分のレンタル代金の100%
3. 乙は、前二項におけるキャンセル希望連絡は書面または電子メールをもって甲に通知するものとし、口頭や電話など前述以外の方法による通知は無効とすることを甲および乙は確認するものとする。

第12条 (所有権の移転)

1. 乙が本商品を購入した場合の所有権は、本商品の代金が乙より甲に対して支払われた時点をもって、甲から乙に移転するものとする。
2. 乙が第6章記載のレンタル契約に基づき貸し出しを受けている本商品の所有権は、乙による本商品の受領や代金支払の有無に拘らず、常に甲に帰属する。
3. 本商品を購入した乙は、本商品の所有権移転前において、本商品を第三者への担保に供し、譲渡し、または転売することはできないものとする。

第13条 (危険負担)

本商品の納入前に商品の毀損または滅失等が生じた場合は、乙の責めに帰すべき事由による場合を除き、甲がその損害を負担するものとし、納入後に毀損または滅失等が生じた場合は、甲の責に帰すべき事由による場合を除き、乙がその損害を負担するものとする。

<第4章 検査、不良品の取扱い>

第14条 (検査)

1. 乙は、甲が本商品を購入したときより2日以内（以下「検査期間」という）に本商品の検査を行ない、本商品の欠陥もしくは数量不足、付属品の不足等を発見した場合、甲に対し直ちに通知するものとする。
2. 乙が検査期間内に検査結果を甲に対し通知しなかったときは、甲は当該商品が検査に合格したものとみなす。

第15条 (初期不良等)

1. 乙は、甲から買い受けた本商品に、引渡し前の原因に基づく初期不良が、甲にて認められた場合に限り、甲に対して代替品の納入を申し入れることができるものとする。
2. 乙は、甲から買い受けた本商品が、甲が提示した当該本契約の内容と相違している場合、甲に対して代替品の納入を申し入れることができるものとする。

<第5章 クラモニサービス>

第16条 (本サービスの制約条件)

1. 本サービスは、日本国内に所在する利用者を対象としたものであり、本サービスの提供範囲は日本国内に限定されるものとする。インターネット接続環境を利用した本サービスの性格上、日本国外からの利用は技術的に制限されないが、甲は、乙が日本国外において本サービスを利用することは予定しておらず、乙が日本国外において本サービスを利用した場合、本サービス利用にかかる一切費用とその責任は乙が負うものとし、甲はいかなる費用および責任も負わないものとする。
2. 甲は、本契約に定める他、本サービスに関して別途甲が乙に提示したドキュメント等の資料、カタログおよびパンフレットその他の資料に記載された内容（制限事項等を含む）に従って、本サービスを提供する。

第 17 条（通信に関する制約条件）

1. 甲は、クラモニベータシックおよびクラモニインタラクティブ、クラモニテレショッパ「えんかくさん」サービス（以下、総称して「甲のアプリケーション」という）をインストールする機器および当該機器をインターネットに接続する通信機器等（以下、総称して「通信機器等」という）を準備し、当該通信機器等に甲のアプリケーション Hedwig、Torneco をインストールしたうえで乙に引き渡す。乙は、通信回線の接続および当該通信回線までの構内通信回線（以下、総称して「通信回線等」という）を確保および維持管理する。
2. 甲は、本サービスを利用するために必要となる通信機器等、通信回線等その他に関し必要な制約条件（以下「システム条件」という）を指定する場合がある。ただし、甲によるシステム条件の指定は、本サービスが支障なく利用できることを甲が保証するものではない。システム条件は、乙自らが準備し、またはその適否を確認する必要がある、通信費用等システム条件を満たすための費用は乙が負担するものとする。
3. 乙は、本サービスが通信機器等を通じて利用されるものであること、本サービスが通信回線等を経由するものであることから、本サービスがベストエフォート方式による提供であることおよび甲が本サービスの完全性、可用性、有用性および確実性ならびに乙の特定目的への適合性その他の保証をするものではないことを確認し、承諾するものとする。
4. 甲は、本サービスを利用するために使用された通信機器等、通信回線等その他に関するあらゆる事由によって、乙または第三者に生じた、事業または業務の中断および遅延、データ等の滅失、毀損または漏洩並びに機会損失その他一切の損害および費用等について、一切の責任を負わないものとする。乙は、通信機器等、通信回線等その他に関するセキュリティ（不正アクセスおよびウイルス感染等を含むがこれらに限られない）について、自らの責任と費用負担により適切な対策を行うものとする。

第 18 条（本サービスの停止または中止）

1. 甲は、乙が以下各号のいずれかに該当する場合、乙に通知することなくただちに本サービスの全部または一部の提供を中止することができる。
 - (1) 過去に本約款に違反した、もしくは本条の措置を受けたまたはその関係者である場合。
 - (2) 本契約に違反した場合。
2. 甲は、以下各号のいずれかに該当する場合、乙に対して事前に通知することによって本サービスの全部または一部の提供を停止または中止することができる。ただし、緊急時などやむをえない場合、甲は事前通知を行わず本サービスを停止または中止することができるものとする。
 - (1) 本サービスの提供に必要な設備、機器、システム、ソフトウェア等に対して、甲または甲の委託先の第三者のいずれかが実施するかを問わず、メンテナンスまたは工事を実施する必要がある場合。
 - (2) 電気通信事業者が電気通信サービスの提供を停止または中止した場合。
 - (3) 本サービスに用いられるハードウェアの滅失・毀損により、本サービスの停止が必要となった場合。
 - (4) その他甲がやむをえない事由が生じたと判断した場合。
3. 甲は、本条に基づき本サービスの提供を停止または中止した場合に乙および第三者が被った損害について何ら責任を負わないものとする。

第 19 条（IDの発行と管理）

1. 甲は、乙が本サービスを利用するために必要となる ID およびそのパスワード（以下、総称して「ID」という）を乙に対して発行する。
2. 乙は、ID の不正利用が生じないように、本サービスの利用者（乙における本サービスの管理者、第 2 条に定め

るクラモニベシックおよびクラモニインタラクティブ、クラモニテレショッパ「えんかくさん」利用者を含むが、これらに限らない。以下「本件利用者」という)への利用方法の周知およびIDの不正開示、漏洩または不正利用を防止する処置を図るなど、善良な管理者の注意をもってIDを管理するものとする。尚、IDの不正開示、漏洩または不正利用が発生し、または発生するおそれが生じた場合には、乙は、ただちに甲にその旨を通知しなければならない。

3. 乙は、全ての本件利用者に対して、本契約の条件を遵守させるものとする。尚、乙に対して発行されたIDを用いて本サービスを利用した者の行為(本件利用者の個人的な利用等および第三者による利用を含む)は、すべて乙の行為とみなし、万一、乙または第三者によるIDの不正開示、漏洩および不正利用が発生した場合、これらに起因して乙に発生したいかなる損害についても、甲は、何らその責を負わないものとする。

<第6章 トライアルサービス>

第20条 (レンタル期間)

1. 甲は、本商品の中の「えんかくさん」について希望があった場合、トライアル利用を目的とした場合に限り、レンタル形式で当該商品および本サービスの提供を行なう。
2. 乙は、トライアルサービスの利用を希望する場合、第7条に基づき甲に申し込み、甲との契約成立後、レンタルを開始することができる。甲が提供する商品のレンタル期間は、レンタル商品が乙の指定場所に納入された日から本契約で定める返却日までの1ヶ月間とする。
3. 当該商品のトライアル目的でのレンタル利用は、原則として1回のみとする(ただし、同一企業における複数店舗でのトライアル等はこの限りではない)。

第21条 (レンタル商品の納品)

乙は、レンタル契約にて商品を利用する場合、原則として、甲による利用代金の入金確認後の商品発送・利用開始となることを承諾する(ただし、乙が既に甲と取引実績のある企業である場合を除く)。

第22条 (レンタル利用契約の中途解約)

乙がレンタル利用開始後、乙の都合によりレンタル契約期間を短縮し中途解約を希望する場合、書面または電子メールをもって甲に通知するものとし、口頭や電話など前述以外の方法による通知は無効とすることを甲および乙は確認する。また、甲への通知以降の対応については甲の指示に従うものとする。

第23条 (レンタル商品の代金、支払)

1. 乙は、第32条に基づきレンタル契約の代金を甲に支払うものとする。
2. 乙が前条に基づきレンタル利用開始後にレンタル契約の中途解約を申し出た場合であっても、甲は、その理由の如何を問わず、入金済の契約代金の返金は一切行なわない。

第24条 (使用管理責任)

乙は、善良なる管理者の注意義務をもってレンタル商品の使用・管理を行ない、商品本来の用法、性能に従ってこれを使用するものとする。これらに反した使用・管理により自己や第三者に損害が生じた場合には、乙の責任においてこれを処理するものとし、甲は一切の責を負わないものとする。

第25条 (通信制限)

乙は、レンタル商品の通信容量に上限(店舗側100GB、スタジオ側200GB)があり、それを超えた通信をすることはできないことを承諾し、レンタル契約期間中に当該通信制限が実施された場合であっても甲はその責

を負わないものとする。

第26条（本サービス利用可能地域）

1. 乙に提供されるレンタル商品は、ソフトバンク株式会社の通信用SIMカードを使用しているため、乙は当該企業が提供するサービスエリアを確認のうえ、トライアルサービスに申し込むものとする。
2. 当該サービスエリア内であっても、建物の影響、通信事業者の通信障害等の理由で通信ができない場合について、甲はその責を負わないものとする。

第27条（レンタル商品の故障・破損・滅失等）

1. レンタル契約期間中に発生したレンタル商品の故障・破損・滅失等が、乙の責に帰すべき事由のものであった場合、乙は、当該修理費用もしくは商品の再購入費用を負担し、甲へ支払うものとする。
2. レンタル契約期間中に発生したレンタル商品の故障・破損・滅失等が、乙の責に帰すべき事由によるものではないと甲が承認した場合、甲は速やかに修理もしくは代替品納入の措置を取るものとする。
3. 乙の責に帰すべき事由（盗難・火災を含む）によりレンタル商品が滅失あるいはその効用を喪失した場合、乙は、レンタル契約期間中のレンタル料全額に加え、損害賠償として甲が定める基準により算出した当該商品代金を甲に支払うものとする。

第28条（レンタル商品の禁止事項）

乙は、レンタル利用中の商品に対し、以下に掲げる各号を行ってはならない。

- ① 第三者による使用や、第三者への譲渡、質入れ、転貸、占有、移転等の処分
- ② 改造、改装
- ③ レンタル商品に貼付された甲の所有権を明示する標識（ラベル）等の除去、汚損

第29条（報告義務）

乙は、レンタル商品について、以下に掲げる各号に該当する場合、直ちに甲に通知するものとする。

- ① 商品に故障がある場合
- ② レンタル商品の破損、滅失その他効用の喪失
- ③ レンタル商品の盗難、紛失
- ④ 第三者が、差押え、仮差押え、または権利主張をするおそれがある場合

第30条（レンタル契約期間満了時のご返却）

1. 乙は、レンタル契約期間満了日の5営業日前までに甲に連絡のうえ、レンタル契約期間満了日に甲が指定する方法に基づき、返却するものとする。
2. 返却されたレンタル商品に故障・破損・滅失等が発見された場合、甲は、第27条に基づき対応するものとする。
3. 乙が、レンタル契約期間を経過したにも関わらずレンタル商品を甲に返還しない場合、乙は、契約上のレンタル契約期間満了日の翌日から甲指定の返却場所に返還されるまでの期間につき、レンタル料金の2倍の金員を使用相当損害金として甲に支払うものとする。

第31条（利用期間延長の取り扱い）

1. 乙がレンタル契約期間の延長を希望する場合は、甲に対し、レンタル契約期間満了日の5営業日前までに書面または電子メールにて通知するものとする。
2. レンタル契約期間の延長は、初回契約のレンタル利用開始日から最大2ヶ月間を超えない範囲で可能とする。ただし、他の貸し出し予約状況により延長ができない場合もあることを乙はあらかじめ承諾するものとする。

3. 甲および乙双方の合意によりレンタル契約期間が延長された場合、甲は、書面または電子メールにて乙に期間延長を通知し、当該延長料金を申し受けるものとする。当該延長料金は、原則レンタル料金に準じた額とし、延長する期間に応じて甲により算出される。乙は第31条に基づきこれを甲に支払う。

<第7章 支払>

第32条 (代金、支払)

1. 乙は、購入、レンタル利用の如何を問わず、甲からの請求書受領後、請求書記載の金額に基づいた代金および配送費その他費用を、定められた期日に甲の指定する銀行口座に振り込みにて支払うものとする。なお、振込にかかる手数料は乙の負担とする。
2. 消費税等については、消費税法、地方税法その他関連法令に基づき乙が負担する。尚、消費税等に関する税率の変更があった場合、乙は当該変更の実施後の税率に従って甲に支払うものとする。
3. 本サービスの料金種別は「月額」であり、サービスに関する料金月（当月1日から同月末日まで）の初日にその全額が発生するものとし、サービス実施開始日またはサービス実施終了日が料金月の途中であっても日割り計算は行わず、乙は1ヶ月分の料金支払い義務を負うものとする。

第33条 (遅延損害金)

甲は、乙が本商品の代金の支払いを遅延したときは、乙に対し支払期日の翌日から完済に至るまで年率14.6%の割合による遅延損害金を請求することができ、乙はこれに従い当該遅延損害金を支払うものとする。

第34条 (権利譲渡の禁止)

乙は、本契約に基づく権利および義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供する等一切の処分をしてはならないものとする。

<第8章 品質保証>

第35条 (契約不適合責任)

甲は、本商品の隠れたる契約不適合に関しては、本商品の引渡しから6ヶ月以内に甲に対して請求を受けたもの限り、代替品の納入や改修、再作業等、甲の選択した方法によりその責任を負うものとする。

第36条 (ソフトウェアのメンテナンス)

甲は、円滑なサービス提供のため、ソフトウェアの計画的なメンテナンスを実施するものとする。計画メンテナンスの実施のためにクラウドサービスの提供を一時的に中断する場合は、事前に通知するものとする。また、乙は、甲がソフトウェアの維持のためにやむを得ないと判断したときには、緊急のメンテナンスを実施するためにクラウドサービスの提供を一時的に中断する可能性があることを本契約の締結をもって予め承諾する。甲は、当該緊急メンテナンスの実施後速やかに、緊急メンテナンスを実施した旨を報告するものとする。

<第9章 知的財産権等>

第37条 (甲の知的財産権等)

本契約の締結は、乙が本約款に基づき適切に本商品および本サービスを使用する場合を除き、乙に対して甲の保有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、技術上若しくは営業上のノウハウその他の権利、またはこれらの権利に基づく実施権等の権利（以下、総称して「知的財産権等」という）を一切譲渡または許諾するものではない。

第 38 条 (第三者の知的財産権等)

1. 甲は、本商品が、第三者の知的財産権等を侵害することのないよう、必要かつ十分な配慮を行なうものとする。
2. 乙は、本商品が第三者の知的財産権等を侵害するという理由により、苦情、請求、差止めその他何らかの主張を受けたときは、ただちに甲に通知するものとする。
3. 甲は、乙より前項の通知を受けたときは、ただちに第三者の権利侵害の有無および原因の調査を行ない、その結果、甲の責に帰すべき事由により権利侵害が生じたと認められる場合は、甲は自己の責任と費用で解決にあたるものとする。
4. 前項の調査の結果が、乙の責に帰すべき事由によるものと認められる場合、乙は、自己の責任と費用で解決にあたるものとし、甲および乙のいずれにも原因があると認められる場合は、その寄与割合に応じて責任を負担するものとし、その負担内容は、甲および乙で誠実に協議のうえ決定するものとする。

<第 10 章 禁止事項>**第 39 条 (ソフトウェアに関する禁止事項)**

乙は、ソフトウェアに関し、以下に掲げる行為を行なってはならない。

- ① 第三者に譲渡し、または第三者のために再使用权を設定すること
- ② 本商品以外のものに使用すること
- ③ 複製、変更、改作すること
- ④ リバースエンジニアリング、逆コンパイルおよび逆アセンブルすること

第 40 条 (本サービス利用時の禁止事項)

乙は、本サービスの利用に際し、次の各号に該当する行為または該当すると甲が判断する行為をしてはならないものとする。

- ① 甲に対し虚偽の事項を通知する行為
- ② 甲に対し、正当な事由なく長時間にわたり問合せを行い、または同様の問合せを繰り返し行うなど、甲の業務に支障を来す行為
- ③ 威嚇による嫌がらせ、恐喝または脅迫など、甲の業務に支障を生じるおそれのある行為
- ④ 他人の著作権、商標権等の知的財産権、肖像権もしくは営業秘密もしくはプライバシーを侵害する行為、または他人の名誉や信用を毀損する行為
- ⑤ 他人の生命、健康、財産等を侵害する行為
- ⑥ 他人に有形、無形の不利益、損害等を与える行為
- ⑦ 公序良俗に反する行為
- ⑧ 犯罪行為、または犯罪行為に結びつき、もしくは犯罪を助長する行為
- ⑨ コンピュータウイルス等有害なプログラムを使用または提供する行為
- ⑩ 他人に成りすます行為または甲の設備等に不正にアクセスしようとする行為
- ⑪ 本サービスに用いられるセキュリティ技術を解読しようとする行為、または甲のアプリケーションおよび関連するソフトウェアの解析、変更等を試みる行為
- ⑫ サーバリソースを継続的に占有するなどして甲の設備に過大な負荷を与えもしくは支障を及ぼす行為、またはそれらのおそれのある行為

- ⑬ 本サービスを第三者に転売しようとする行為
- ⑭ 日本国の法令等または適用ある外国の法令等に違反する行為、または他の利用者もしくは甲に対する迷惑行為
- ⑮ 前各号の行為を直接または間接に惹起し、または容易にする行為
- ⑯ その他甲が不適切であると判断する行為

<第11章 免責>

第41条 (免責事項)

甲は、本契約において、以下に掲げる各号に起因する不具合に対しては、その責を負わないものとする。

- ① 乙の機器の取扱いや使用方法に起因するもの
- ② 保有機器の仕様、操作、設定、機器の互換性等に起因するもの
- ③ 通信会社、接続事業者およびアプリケーション提供元等の都合に起因するもの
- ④ 乙が本商品を使用する際の周囲の地形、建物等の障害物およびレーダー、家電製品等の電波干渉の影響に起因するもの
- ⑤ 天災地変等、不可抗力に起因するもの
- ⑥ 通信事業者の定める通信量以上の利用による通信制限

<第12章 契約の効力/解除>

第42条 (本サービスの提供期間)

1. 甲は乙に対して、第7条に基づく本契約の成立から、第43条または第44条その他の規定により本契約が終了または解除されるまでの期間、本サービスを乙に提供する。ただし、乙が選択した本サービスの商品に期間が限定されている場合、甲は、甲が別途乙に通知する期間中のみ本サービスを提供するものとする。
2. 前項に拘らず、甲が本契約に基づいて本サービスの一部の提供を廃止したときは、その時点で本サービスの当該一部にかかる本契約は終了するものとする。
3. 理由の如何を問わず、本契約が終了した場合といえども、第47条 (通信ログ等)、第48条 (広報)、第49条 (秘密保持) の規定は、本契約の終了後も尚有効に存続する。

第43条 (本契約の変更または終了)

甲は乙に対して、45日前迄に第5条に定める方法により告知または通知を行うことにより、乙の事前の承諾を得ることなく、本契約の全部または一部を変更または終了することができる。

第44条 (契約の解除)

甲または乙は、相手方が以下の各号のいずれかに該当する場合、何らの通知または催告を要せず、ただちに本契約の全部または一部を解除することができる。

- ① 本約款の各条項のいずれかに違反し、当該違反の性質または状況に照らし、違反を是正することが困難であるとき
- ② 本約款の各条項のいずれかに違反し、当該違反の性質または状況に照らし、爾後違反当事者において違反を是正してもなお本契約の目的を達成することが困難であるとき
- ③ 正当な理由なく本契約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき
- ④ 本契約に基づく自らの義務の全部または一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき

- ⑤ 第三者から差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申し立てを受け、または、受けることが明白であるとき。
- ⑥ 破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始を自ら申し立て、または、第三者から申し立てられたとき。
- ⑦ 支払停止もしくは振り出した手形、小切手等が不渡りとなったとき、または、手形交換所から不渡り処分を受けたとき。
- ⑧ 営業停止または営業許可取消等の処分を受けたとき。
- ⑨ 解散決議をしたとき。
- ⑩ 財務状態が著しく悪化し、または、そのおそれがあると認められるとき。
- ⑪ 信頼関係を著しく毀損したとき。
- ⑫ 相手方の名誉、信用を失墜させ、もしくは重大な損害を与え、または、そのおそれがあるとき。
- ⑬ 法人格、役員または、幹部社員が民事訴訟または刑事訴訟の対象（捜査報道がされた場合を含む）となり、相手方に不利益を与えたとき、または、そのおそれがあるとき。

第45条（期限の利益の喪失）

甲または乙に、前条1項の各号いずれかおよび第50条4項に該当する事由が生じたときは、該当事者は当然に期限の利益を失い、相手方に対し、本契約に基づく債務全額をただちに支払わなければならないものとする。

<第13章 その他>

第46条（代理販売時の責任）

乙は、他の企業（以下「代理販売先」という）に本商品を販売するときには、下記項目を承諾するものとする。

- ① 乙は、甲に事前に代理販売先を開示し、甲の書面による承諾を得るものとする。
- ② 乙は、甲と代理販売先が直接相対することがないよう、一切の窓口業務を担当するものとする。
- ③ 乙は、甲が定める本商品の名称を変更して販売してはならない。
- ④ 乙は、本商品を改造してはならず、また、甲が承諾した以外の周辺機器を接続したり、動作させてはならない。
- ⑤ 乙は、甲の指定外のアプリケーションを本商品にインストールするなどして使用してはならない。
- ⑥ 乙は、アプリケーションを本商品より抜き出し、他の機器で使用してはならない。

第47条（通信ログ等）

甲は、本サービスの提供に用いられるサーバ等の設備に保存されまたは通信機器等に蓄積された本サービスに関する通信ログ等の情報（以下「通信ログ等」という）を、以下の目的で取得、保管および利用できるものとする。この場合、甲は、通信ログ等の取り扱いのルールを定め、秘密情報と同等に取り扱うものとする。

- （1）乙に提供する本サービスの維持管理
- （2）乙からの本サービスに関する問い合わせへの調査およびその対応
- （3）本サービスに生じた障害の解析およびその復旧への対応

第48条（広報）

甲は、本契約の終了の前後を問わず、乙から事前の承諾を得ることにより、乙が本商品または本サービスを、甲より購入またはレンタル利用したことがある事実およびその予定がある旨を広告宣伝、販売、広報その他の活動に利用することができるものとする。

第49条（秘密保持）

1. 甲および乙は、本契約の履行に際し知り得た相手方の業務上、技術上、販売上の一切の情報（個人情報を含む。以下「秘密情報」という）を第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、甲は、甲の代理人および第3条に定める委託先に対して、本条に定める甲の義務と同等の義務を負わせることを前提として、本契約の目的において乙の秘密情報を開示できるものとする。
2. 甲および乙は、裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合には、当該処分の定める範囲で前項の秘密情報を開示できる。
3. 本条第1項の定めによらず、甲および乙は、以下各号に該当する情報については、秘密情報に含まれないものとする。
 - ① 相手方から開示される前に既に保有していた情報
 - ② 正当な開示権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに受領した情報
 - ③ 相手方から開示された時点で公知または公用である情報
 - ④ 相手方から開示された後に、受領者の責によらずに公知または公用となった情報
 - ⑤ 受領者が本条第1項の相手方の秘密情報を使用または参照することなく独自に発明または開発した情報
4. 甲および乙は、秘密情報を善良なる管理者の注意をもって保管および管理し、本サービスの遂行に必要な場合または相手方の事前の承諾を得た場合を除き、秘密情報を複製してはならない。
5. 甲および乙は、相手方から要求があった場合、または本サービスの全部または一部が終了しその必要がなくなった場合には、秘密情報を遅滞なく相手方へ返却しもしくは破棄するものとする。
6. 本条の規定の他、甲による乙その他の個人情報の取り扱いについては、下記の URL の記載の内容によるものとする。

URL : <https://www.bestproject.com/privacy/>

第50条（反社会的勢力の排除）

1. 甲および乙は、自らまたは自らの役員（名称の如何を問わず、経営および事業に実質的に関与している者をいう）若しくは自己の業務従事者または本契約の媒介者が、次の各号の一つにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約する。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力（以下、これらを総称して「反社会的勢力」という）であること
 - (2) 反社会的勢力が出資、融資、取引その他の関係を通じて、自らの事業活動に支配的な影響力を有すること
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に危害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与していると認められる関係を有すること
 - (6) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲および乙は、本契約の履行が反社会的勢力の運営に資することがないこと、またはその活動を助長するおそれがないことを誓約する。
3. 甲および乙は、次の各号に該当する事項を行わない。
 - (1) 反社会的勢力を利用し、または反社会的勢力に対して資金、便宜の提供若しくは出資等の関与をする等、反

社会的勢力と関係を持つこと

(2) 自己若しくは自己の業務従事者または第三者を利用して以下の行為を行うこと

- ① 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどすること
- ② 事実に反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、または関係団体若しくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどすること
- ④ 相手方の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をすること
- ⑤ 相手方の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為をすること

4. 甲および乙は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。この場合、違反した相手方に対して被った損害の賠償を請求することができるものとする。

5. 甲および乙は、前項の規定に基づき本契約の全部または一部を解除することにより、違反した相手方に損害が生じた場合であっても違反当事者は他方当事者にこれを何ら賠償請求することは出来ず、他方当事者はこれを賠償する義務を負わないものとする。

第51条（損害賠償）

1. 甲は、本サービスの提供にあたり、乙および第三者に生じた、事業または業務の中断および遅延並びに機会損失その他の損害および費用については、甲の故意または重大な過失がない限りその責任を負わないものとする。

2. 甲に故意または重大な過失がある場合であっても、本サービスに関連して乙に発生した損害に関して、当該事由の直接的結果として現実に乙に発生した通常の範囲内の損害（特別損害、間接損害および逸失利益を除く）に限り、甲はその賠償の責を負うものとする。この場合、甲が乙に支払う損害賠償額は、損害が発生した日（損害が継続的に発生した場合には損害の発生の理由がなくなった日）から遡って12ヶ月間に乙が甲の本サービスのために支払った本件料金の合計額をその限度とする。

第52条（分離可能性）

本約款の何れかの規定が、理由の如何に拘らず、無効、違法または強制不能と判断された場合においても、本約款の残りの規定の有効性、適法性および執行可能性は、影響を受けないものとする。また、無効、違法または強制不能と判断された規定についても、法令上許容される範囲で最大の効力を有するものとする。

第53条（準拠法および合意管轄）

1. 本契約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとする。

2. 甲および乙は、本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第54条（協議解決）

甲および乙は、本約款に定めのない事項および本約款の解釈に疑義が生じた場合には、信義誠実を旨とし、甲および乙で協議のうえ、これを解決するものとする。

以上